

平成23年度 居宅介護支援事業計画

【事業目的】

介護保険法の理念に基づき、高齢者が在宅にて自立した生活を送れるよう、介護者が在宅介護出来るように、行政・医療・施設・居宅サービス事業者・地域包括支援センター・地域の資源の活用も含めた居宅サービス計画書の作成、介護保険の相談業務を行う。

【事業目標／事業方針】

事業目標	事業方針
1. 利用者・家族の在宅生活（在宅介護）の支援に努めます。	<ul style="list-style-type: none">・ 利用者と家族の面談通して、ニーズの把握とサービスの支援を適切に行う。・ サービスを提供する事業所と情報共有を行い、利用者の自立支援と介護者の介護負担が軽減出来る様に努める。・ 生活状況に応じて、社協・行政・司法が提供している支援の調整も行う。
2. 医療との連絡・連携に努めます。	<ul style="list-style-type: none">・ 在宅生活が継続出来る様に、かかりつけ医との情報交換を行う。・ 入院退院時の病院等への情報提供や情報収集を行い、在宅生活に復帰出来る様に情報交換を行う。
3. 居宅介護支援事業所の業務体制の強化に努めます	<ul style="list-style-type: none">・ 現任研修による制度に関する情報収集とマネジメントの手法を深める。・ 高齢者支援全般に関する研修にも参加し、相談支援出来る内容を広げる。・ 介護サービス情報の公表の制度による情報開示に努め、地域から信頼・選択される取り組みを行う。・ 主任介護支援専門員の対人援助技術による介護支援専門員の業務が円滑化出来るように指導する。・ 2名体制による支援業務の範囲の拡大を行う。